

【質問１】

仕様書４（１）②及び審査要領の審査項目において、「新 鳥取モノづくりクラスターDUNE 会則 第６条第２項で定める協働会員」と記載されていますが、当該会則は今回公表されている資料に含まれておりません。協働会員の加入条件、入会手続、会費の有無及び金額、正会員との権利義務の相違が判明しないと、「２０社以上の協働会員の加入」に向けた具体的な企画を立案することができません。つきましては、会則をご提供いただけますでしょうか。

あわせて、現時点における協働会員の登録社数についてもお示しいただけますでしょうか。

回答１

新鳥取モノづくりクラスターDUNE 会則は一般公開している資料ではないため、ホームページ上での掲示は行わず、全参加表明者へ個別に送付します。

協働会員の登録社数は、令和８年８月１８日時点で０です。

【質問２】

予算額４，０００千円（消費税及び地方消費税の額を含む）には、本業務の実施に必要な次の経費が全て含まれるという理解でよろしいでしょうか。

- ・勉強会の会場費及び機材費
- ・勉強会の講師謝金及び講師の旅費
- ・PR・ブランディングに係る制作費（ウェブサイト、動画、印刷物等）
- ・受託者の旅費及び交通費

県が別途負担する費目がある場合は、その範囲をお示してください。

回答２

お見込みのとおりです。予算額４，０００千円（消費税及び地方消費税の額を含む）には、本業務の実施に必要な経費が全て含まれます。

【質問３】

仕様書４（１）①の勉強会（参加規模約５０名）の実施に当たり、県有施設（県庁内会議室、県内の合同庁舎等）を無償で使用することは可能でしょうか。

また、使用が可能な場合、施設の予約・手配は県と受託者のいずれが行うこととなりますでしょうか。

回答３

本委託事業に係る勉強会の会場として、県有施設（県庁内会議室や総合事務所会議室等）を無償で使用する事が可能です。

なお、施設の予約・手配については受託者に行っていただきます。また、会場設営等の事前準備につきましては、県と連携の上、実施することとします。